

## 久米島町学校給食に関するサウンディング型市場調査実施要領

令和4年10月6日  
久米島町学校給食センター

### 1 はじめに

本町は平成14年4月1日に島にあった二つの村（具志川村、仲里村）が合併して誕生した町です。行政区面積は63.65 km<sup>2</sup>で、久米島本島、奥武島、オーハ島の有人島と鳥島、硫黄鳥島の無人島で構成されています。人口7579人、気候は1年のほとんどが亜熱帯気候であり、産業構成はさとうきびを中心に肉用牛、野菜、花き、海ブドウ、もずく、クルマエビを主要産業としています。

本町は6つの小学校、2つの中学校があり、これら小中学校の学校給食は、センター方式で提供しております。現在稼働している給食センターは1件で昭和51年に供用開始され46年経過しております。平成28年度に実施しました耐力度調査では危険建築物と判定され、早急な対応が求められています。

本サウンディングは次期給食センター建設にあたって、より活用される施設として生まれ変わるため幅広くご意見を頂戴したく、調査を実施することといたしました。

### 2 調査の目的

本調査では、民間事業者等の皆様との「対話」を通じて次期給食センター建設に向けた公募条件を整理し、今後の事業推進に向け参考とすることを目的としています。

### 3 事業概要

別紙次期給食センター建設概要をご参照ください。

### 4 スケジュール

サウンディング	
実施要領の公表	令和4年10月6日
対話期間	令和4年10月11日から 令和4年11月18日まで
対話概要・検討結果の公表	令和4年11月末頃

### 5 対話

#### (1) 対話の対象者

学校給食、配食サービス等のご提案に意欲のある法人または法人のグループ。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 参加申込書提出時点で、沖縄県または本町から指名停止を受けている者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団排除条例等に該当する者
- オ 町税等を滞納している者
- カ 法人税ならびに消費税及び地方消費税を滞納している者

(2) エントリーならびに意見募集の提出

別添エントリーシートと同様式内の意見募集項目についてご記入のうえ、電子メールにてご提出ください。（送り先は「7 問い合わせ先」を参照）

## 6 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

対話への参加実績は、本事業の公募においてなんら制約及び優位性を与えるものではありません。

(2) 費用負担

対話へ参加に要する費用は参加事業者負担とします。

(3) 実施要領等に対する質問

ご不明点等ありましたら「7 問い合わせ先」までご連絡ください。

(4) 追加対話への協力

本対話終了後も必要に応じて追加の対話やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力よろしく申し上げます。

## 7 問い合わせ先

住所 〒901-3115

久米島町字儀間 754 番地学校給食センター

担当 学校給食センター 上原

電話 098-985-2790

Mail [kyusyoku@town.kumejima.lg.jp](mailto:kyusyoku@town.kumejima.lg.jp)